

令和6年度小平市立上宿小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対処を図り、解決に向けて取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条において、次のとおり規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含め）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、心に長く深い傷を残すものである。いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

4 本校における主な取組

(1) いじめ防止等のための組織の設置

ア 「いじめ防止・サポートチーム」（いじめの防止等の対策を検討する組織）の設置

| | |
|----|---|
| 構成 | 校長、副校長、生活指導主任教諭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、必要に応じて当該学年教諭等 |
| 役割 | ・いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かを判断する。 ・いじめ問題等にかかわる子どもの情報を共有し、指導記録を保存する。 ・いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に向けた対策案を検討し、分担して実践する。 ・いじめの解消について判断する。 |
| 会議 | 毎月初めに、「いじめ防止サポート会議 定例会」を開催する。 また、校長が必要と判断した際には、臨時的に会議を招集することができる。 |

イ 「学校サポートチーム」の活用

「学校サポートチーム」は、児童の問題行動等の未然防止・早期解決を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって取り組む組織である。これを「いじめ防止・サポートチーム」を支援する組織として活用する。

構成は、学校経営協議会委員、子ども家庭支援センター、児童相談所、SSW、民生・児童委員、警察、市教委等とし、ケースによって必要なメンバーを招集する。各機関とは連携体制を構築し、日常的に情報共有や相談を行うことができるようにする。

(2) 校内研修の実施

年3回、いじめ防止等に向けた校内研修を実施する。本基本方針及び「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」を活用し、軽微ないじめも見逃さないことや学校組織全体で一丸となって取り組むことなど、教職員の人権感覚といじめ問題への対応力を向上させる。

(3) 未然防止

道徳教育や人権教育、特別活動を充実させることにより、自他を大切にする態度、望ましい人間関係を築く力、自己有用感や自己肯定感を育む。

ア 「いじめ防止授業」の実施

「いじめ防止」をテーマにした授業は、道徳科や学級活動を中心とし、ふれあい月間（6月、11月、2月）に合わせ、全学級で年3回以上行う。「いじめ総合対策（東京都教育委

員会)」を活用し、児童一人一人が主体的にいじめの問題について議論し深く考えるなど、いじめの防止に係る実践的活動に取り組む。これらによって、「いじめは絶対に許されない」「いじめの観衆にも傍観者にもならない」ことの自覚を促す。

イ 安心できる居場所の確保

「ほめる」「認める」指導を重点とし、全学級で児童が安心できる居場所の確保を行う。また、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるよう、SOSの出し方教育を推進する。

ウ 児童会による「あいさつ運動」の実施

挨拶を通じた人と人がつながる学校づくりを、児童の主体的な活動により推進する。年3回の「あいさつ週間」と毎月15日の「あいさつDAY」の取組を充実させる。

エ なかよし班活動の充実

なかよし班遊びや学習発表会など、異学年交流の場をもち、他者の気持ちを想像し共感的に理解する豊かな情操を育む。

オ 地域の方々との交流

総合的な学習の時間を要として、地域に学習の場を広げ、ゲストティーチャーや地域の高齢者、幼児等と交流し、他者への思いやりの心をもてるようにするとともに、コミュニケーション能力を高める。

カ インターネットを通じて行われるいじめ（ネットいじめ）への対策

リーフレットや啓発動画等を活用し、「ネット上のいじめ」の危険性を含めた情報モラル教育を計画的に実施する。また、SNS等の利用に関して、「SNS学校ルール」をもとにした家庭のルールをつくるよう保護者会等でも啓発する。

キ 保護者との連携

本方針について、年度初めの保護者会で周知し、共通理解を図る。

(4) 早期発見

ア 「いじめアンケート」の毎月実施

毎月1回、全児童を対象に「いじめアンケート」を実施する。アンケートをもとに担任が状況確認や観察を行い、「いじめ防止サポート会議」で、結果を集約・分析する。これらにより、軽微ないじめも見逃さない組織体制をつくる。

イ スクールカウンセラーによる全員面接

スクールカウンセラーによる全員面接を5年生に実施する。これにより、何か心配なことがあった時に、児童がスクールカウンセラーに相談しやすい環境をつくる。

ウ 相談しやすい体制づくり

相談の窓口を、「担任」「学年主任」「養護教諭」「スクールカウンセラー」「副校長」などと広げることで、児童・保護者が相談しやすいようにする。

エ 地域・保護者と連携した情報収集

コミュニティ・スクールであることを活用し、地域の方たちが児童について心配な状況を発見した際には、副校長を窓口としてその情報が随時学校に集まるようにする。

(5) 早期対応

ア 「いじめ防止サポート会議」による対応方針

いじめが認知された場合は、「いじめ防止サポート会議」で詳細に情報を共有し、速やかな事実確認と、状況の把握、対応方針の決定、役割分担を行う。

イ 被害児童の安全確保

まず、いじめを受けた児童が、落ち着いて安全に学習や生活ができる環境を確保し、徹底して守り通すことを伝える。状況に応じ、心理的なストレスなどを軽減させるために、スクールカウンセラーによる心のケア等の対応を実施する。

ウ 加害児童への指導

加害児童には、いじめをやめさせるために、毅然とした態度で指導する。

- ・どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。
- ・同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。
- ・相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。

また、教育的な配慮のもと、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を惟行う。

さらに、再発を防止するため「いじめ防止サポートチーム」が中心となり、3か月以上継続して観察し、指導を積み重ね、自らの課題を克服するための支援をする。

エ いじめを知っている児童への指導

いじめを知らせてきた児童、様子を知っている児童などへのケアも被害児童と同様に行い、安心感を与える。それとともに、当事者意識の醸成にも努める。

オ 地域・保護者と連携した対応

加害・被害双方の保護者には、調査した正確な事実関係と解決に向けた対応方針を迅速に伝達し、互いの子どもが安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指して、組織的に対応していくことについて理解を得る。

また、必要に応じて「学校サポートチーム」を生かして、関係機関と連携した対応を行う。

カ いじめの解消

以下の条件を考慮し、「いじめ防止サポート会議」により判断する。なお、いじめが解消されたと判断した後も、日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為に

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学省大臣決定
〔最終改定：平成29年3月16日〕より抜粋）

（6）重大事態への対処

ア 重大事態の定義

いじめ重大事態の定義は、「いじめ防止対策推進法」第28条第1項において、以下のよう

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」

いじめを受けた児童の安全と、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に最善を尽くし、重大事態の発生について、直ちに教育委員会に報告する。

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

なお、調査を行う主体や調査組織については市教育委員会が判断し、学校と連携の上調査する。

ウ 重大事態への対応

いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

なお、児童への支援や指導に関しては、「いじめ防止サポート会議」を中心に、「学校サポートチーム」と当該学年が連携して対応にあたる。

以上